

埼玉県建築工事監理業務委託監督要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が発注する建築工事及び建築設備工事の監理業務委託の適正、かつ、円滑な実施を推進するため、その監督について法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(監督員の定義)

第2条 この要綱において監督員とは、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第89条の規定に基づき、監督員として指定された職員をいう。

(監督員の任務)

第3条 監督員は、課(所)長の指揮、監督を受け、設計意図を十分反映し、受注者の監理能力が最大限発揮でき、適切な工事監理が行えるよう受注者を指導監督しなければならない。

(監督員の心構え)

第4条 監督員は、厳正かつ、公平に監理業務の監督にあたらなければならない。

(関係法令等の適合)

第5条 監督員は、監理業務を進めるに当たり建築基準法、消防法その他関係法規等に適合するよう指導しなければならない。

(契約図書等の把握等)

第6条 監督員は、あらかじめ当該監理業務に係る委託契約書、委託契約約款、工事監理仕様書（質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び共通仕様書をいう。）、検査技術基準その他関係法規等を十分理解し、監理業務が支障なく遂行されるように努めなければならない。

(課(所)長に対する報告等)

第7条 監督員は、適時適切に監理業務の経過を課(所)長に報告し、その指示を受けなければならない。

(受注者に対する指示、承諾等)

第 8 条 監督員が行う受注者に対する指示及び承諾等は、この要綱に定めるところにより書面で明確に行い、疑義の残らないようにしなければならない。

ただし、緊急を要する場合、監督員は、受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとし、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

また、監督員は、受注者と連絡を密接に行い、指示事項の徹底及び確認を図らなければならない。

(監督員の交替)

第 9 条 監督員が、監理業務完了前に交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引継ぎ、これを課(所)長に報告しなければならない。

第 2 章 書 類

(整備書類)

第 10 条 監督員は、監理業務に関する次の各号に掲げる書類等を整備しておくなければならない。

- (1) 委託業務実務要覧
- (2) 特記仕様書、現場説明書、質問回答書
- (3) その他課(所)長が必要と定める書類

(課(所)長に報告を要する提出書類)

第 11 条 監督員は、受注者から次の各号に掲げる書類が提出されたときは、十分その内容を検討し、課(所)長に報告しなければならない。

- (1) 管理技術者等通知書 (約款関係様式第 2 号)
- (2) 監理業務計画書
- (3) 工事監理月報 (共通仕様書関係様式第 5 号)
- (4) 委託業務完了通知書 (約款関係様式第 4 号)
- (5) 協力事務所承諾願 (共通仕様書関係様式第 1 号)
- (6) 履行期間延長申請書 (約款関係様式第 7 号)
- (7) その他必要と思われる書類

(監督員の事務)

第 12 条 監督員は、必要に応じて次の各号に掲げる事務を処理しなければならない。

- (1) 工事施工に関する協議、指示及び承諾に関する事項について工事現場連絡票様式第1号)により記録すること。
- (2) 監理業務日誌及び工事監理月報の整理に関すること。

第3章 監督

(監理内容の説明)

第13条 監督員は、受注者に対して監理業務着手前に当該監理業務の内容及び適用すべき基準等を正確に説明し、適切な監理業務が行えるよう指導しなければならない。

(工事施工者に対する指示等)

第14条 受注者が工事施工者に対して行う協議、指示及び承認等については、文書で明確に行わせ疑義の残らないようにさせなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(設計意図の反映等)

第15条 監督員は、監理業務のうち設計意図を反映する業務については、設計意図が十分反映できるよう指導及び協力するものとする。

(工事の変更、中止等)

第16条 監督員は、工事内容を変更し又は工事の施工を一時中止し、若しくは打切る必要があるときは、速やかに受注者と必要な協議を行うものとする。

(検査の協力)

第17条 監督員は、事前に次の各号の検査の時期を伝え、検査に立会わせるものとする。

- (1) 完成検査
- (2) 中間検査
- (3) 既成部分検査

(秘密の保持等)

第18条 監督員は、受注者及び協力事務所に対して、秘密の保持に関し十分な指導監督を行わなければならない。

第4章 諸手続

（履行期間延長の事務処理）

第19条 監督員は、受注者から履行期間延長申請書が提出されたときは、速やかに、その内容を調査し、課(所)長に報告しなければならない。

（技術管理者等の変更）

第20条 監督員は、技術管理者等について監理に著しく不相当と認められるときは、理由を付して課(所)長に報告しなければならない。

（契約の不履行）

第21条 監督員は、受注者が正当な理由なくして契約の目的を達成できないおそれがあると認めた場合、速やかに実状を調査し、これを課(所)長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。